

平成30年度定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象施設

施設の種類	施設名
小学校（5校）	東小学校，都和小学校，神立小学校，右廻小学校，菅谷小学校
中学校（3校）	土浦第一中学校，土浦第五中学校，都和中学校
幼稚園（1園）	土浦幼稚園

第3 監査の対象範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の主な着眼点

- 1 違法，不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 2 支払が遅延しているものはないか。
- 3 正当な債権者に支出されているか。
- 4 予算目的に反する支出はないか。
- 5 備品台帳は適切に整備されているか。また，備品の廃棄処理方法は適切か。
- 6 市からの補助事業及び委託事業は適切に執行されているか。
- 7 就学援助費は適正に処理されているか。
- 8 特別支援就学奨励費は適正に処理されているか。
- 9 保育料の未収はないか。
- 10 給食費の未収はないか。
- 11 給食配膳室の衛生管理は適切か。
- 12 食物アレルギー疾患をもつ児童等への対応は適切に行われているか。
- 13 運行日誌及び貸与品台帳は適切に処理されているか。
- 14 理科薬品は適切に管理されているか。また，受払簿は適切に記載されているか。
- 15 プール及びプール薬品は適切に管理されているか。
- 16 施設及び遊具は適切に管理されているか。
- 17 校（園）内に危険な場所はないか。
- 18 寄附申込書（採納願）及び寄附台帳は適切に管理されているか。
- 19 水道等の使用は適切か。
- 20 預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。

第5 監査の主な実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、各対象施設に赴き、監査の着眼点に基づき施設、遊具、薬品等の管理状況を検分するとともに、関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該施設職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象施設職員、学務課職員の出席を求め、提出資料に基づき当該施設の教頭、園長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第6 監査の実施期間

平成30年5月29日から平成30年6月26日まで

第7 監査の結果

各対象施設における出納その他の事務の執行状況については、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。今後も、現金、通帳、印章等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

（1）指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

（2）意見

- ① 平成29年度から、市立の学校・幼稚園についても「つーチャンEMS」（本市の事務事業での環境負荷の低減に向け構築された環境マネジメントシステム）の対象組織となった。当該システムは、「第四期土浦市役所環境保全率先実行計画」の目標達成に向けて、各所属の職員が環境配慮活動に取り組むための仕組みであることから、各学校・幼稚園における事務の執行に当たっては、設定された環境目標（電気、燃料、水等）の達成についても、組織一丸となって取り組まれない。
- ② 給食費の未収（過年度分を含む。）が生じている学校・幼稚園においては、保護者と粘り強い交渉を重ねるなど、引き続きその解消に努められるとともに、交渉内容などを逐次記録されたい。なお、すでに児童等が当該学校・幼稚園を卒業

(園) しているなどの理由により、未納が長期化しているものについては、教育委員会事務局学務課との連携を図りながら対応されたい。

③ 理科薬品受払簿については、用途、日付、使用者印、確認者印等の記載漏れがないよう適切な事務処理を心掛けられたい。

④ 備品台帳については、必要事項の記載漏れや取得価格を税込価格で記載することのないよう適切な事務処理を心掛けられたい。

なお、過年度の寄附備品についても登録漏れがないかどうかを確認するなど、当該台帳の適正な管理を心掛けられたい。

また、物品の寄附の申し込みがあったときは、市規則に基づき、申込者から物品寄附申込書を提出していただくことになっていることから、これらの書面についても、教育委員会事務局学務課と協議の上、適正な管理を心掛けられたい。

⑤ 学校及び幼稚園の事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業系ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）に分類される。このうち金属ごみについては産業廃棄物に該当し、処理を産業廃棄物処理業者に依頼することになることから、これに該当する備品等の廃棄が見込まれる場合は、処理費用の確保はもとより、適正な方法による処理を心掛けられたい。